

8 災害危険区域等の建築物の移転

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域等に存する建築物の移転で、申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 移転対象建築物が本市市街化調整区域に存すること。ただし、当該建築物が市街化区域に存するもので市街化調整区域に移転する合理的理由がある場合は、この限りでない。
- 2 移転対象建築物は、次に掲げるものであること。
 - (1) がけ地近接危険住宅移転事業として行う移転
 - (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定による承認を得た関連事業に基づく移転
 - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第25条第1項の勧告に基づく移転
 - (4) 建築基準法第10条第1項の命令に基づく移転
 - (5) その他条例、要綱に基づく(1)から(4)までと同等と認められるもの。
- 3 予定建築物の規模、用途、位置については、提案基準2「収用対象業の施行による建築物の移転」の2から4に該当するものであること。
- 4 予定建築物の敷地は、従前とほぼ同じ規模であること。

留意事項

- 一 1の「合理的理由」の判断は、提案基準2「収用対象事業の施行による建築物の移転」における合理的理由を参考として判断する。

（平成24年4月1日・一部改正）

（令和2年4月1日・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この基準8は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準8は、令和2年4月1日から施行する。